

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

コンストラクション・マネジメント業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和7年 10 月

海老名市

目次

1	背景.....	1
2	業務目的.....	1
3	プロポーザルの概要.....	1
4	業務概要.....	2
5	業務の対象.....	3
6	参加資格.....	4
7	参加等に対する制限.....	5
8	業務実施上の条件.....	5
9	受託候補者特定までのスケジュール.....	7
10	実施要項等の配布.....	8
11	質問及び回答.....	9
12	参加意向申出.....	9
13	選定・審査方法.....	10
14	一次審査.....	10
15	二次審査.....	12
16	提出書類作成上の留意点.....	13
17	受託候補者の取扱.....	14
18	失格.....	14
19	その他.....	14

この要項は、(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業（以下「本事業」という。）におけるコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）を受託する事業者の選定手続き等について定める。

1 背景

海老名市文化会館、海老名市立中央図書館、海老名市立総合福祉会館といった公共施設が立ち並ぶエリアは、小田急線・相鉄線海老名駅とJR相模線海老名駅の駅間地区にあり、海老名駅より徒歩5分の場所に位置する。当該地区は「海老名駅駅間地区地区計画（平成21年決定・平成28年変更）」において、既存文化施設と周辺環境との調和を図りつつ、文化施設等を誘導する地区（以下「文化ゾーン」という。）と位置付けられている。

市は、文化ゾーンを取り巻く状況や課題を整理し、文化発信の拠点エリアとするため、「(仮称)海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想」（以下「基本構想」という。）を令和3年3月に策定した。

短期的な課題には迅速に、長期的な課題には時間をかけて対応するため、整備時期を2期に分けた上で、「(仮称)海老名市文化交流拠点第1期整備指針」（以下「第1期整備指針」という。）を令和6年8月に策定した。

基本構想及び第1期整備指針を踏まえて、第1期で整備する施設が備えるべき機能、規模及び必要諸室等を調査・検討し、(仮称)海老名市文化交流拠点整備事業第1期基本計画（以下「第1期基本計画」という。）を令和7年8月に策定した。

2 業務目的

本業務は、基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画を踏まえ、本事業の設計・施工発注、設計及び施工の各段階において、発注者の代行として、技術的な中立性を保ちつつ、発注方式の検討、品質管理、工程管理、コスト管理等の各種マネジメントを行うことを目的とする。

3 プロポーザルの概要

本事業のCM業務の実施にあたり必要な実績、知識、理解、価格及び創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

(1) 名称

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課 文化振興係

(4) 選定・審査方法

本プロポーザルでは、選定委員会を設置し、二段階方式で審査を行う。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査の提出書類に関する必要な確認及び課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行う。その上で、委託契約交渉順位第一位及び第二位の候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てに通知するとともに、委託契約交渉順位第一位となった者は市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(6) 情報公開

選定・審査の情報について、海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、市が判断する。

4 業務概要

(1) 業務名

（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託

(2) 業務内容

本業務は設計・施工発注、設計及び施工の各段階における CM 業務を行うものである。

本プロポーザルにより選定された事業者との契約締結内容は、設計・施工発注段階の CM 業務とする。当該業務の履行状況により、設計段階、施工段階の CM 業務について契約を締結する場合がある。

①設計・施工発注支援業務

ア 委託期間

令和 7 年 12 月下旬から令和 8 年 12 月 21 日まで

※本事業の設計・施工会社の選定状況又は工事請負契約の締結についての議会の議決状況により、本業務の業務委託期間を変更することがある。

イ 業務内容

「（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託（設計・施工発注支援業務）」仕様書のとおり

②設計監理支援業務

ア 委託期間

令和 9 年 1 月初旬から令和 10 年 2 月末まで（予定）

※設計・施工発注支援業務の業務期間の変更及び本事業の設計業務の履行状況により、本業務の業務委託期間を変更することがある。

イ 業務概要

「(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託(設計監理支援業務)」仕様書のとおり

③施工監理支援業務

ア 委託期間

令和10年1月初旬から令和11年6月末まで(予定)

※設計・施工発注支援業務又は設計監理業務の業務期間の変更及び本事業の施工状況により、本業務の業務委託期間を変更することがある。

イ 業務概要

「(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託(施工監理支援業務)」仕様書のとおり

(3) 提案限度額

合計 179,300,000 円(消費税相当額を含む)

内訳 設計・施工発注支援業務 61,600,000 円(消費税相当額を含む)

設計監理支援業務 61,600,000 円(消費税相当額を含む)

施工監理支援業務 56,100,000 円(消費税相当額を含む)

※契約時の予定価格を示すものではなく本業務の最大規模を示す金額である。

5 業務の対象

(1) 事業名

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

(2) 事業内容

現野外ギャラリー及び海老名市商工会館用地に、基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画を踏まえた施設を建設する。

(3) 計画地

No.	所在地	現存する施設名	敷地面積
1	神奈川県海老名市めぐみ町483-1、484-1	野外ギャラリー	約2,000 m ²
2	神奈川県海老名市めぐみ町6-2	海老名市商工会館	

(4) 建物概要

延床面積	約4,400 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上7階

※建物概要は第1期基本計画で建築事業費試算のために示された条件である。詳細は設計段階で検討する。



【図1 計画地案内図】

(5) 概算事業費

約 56 億円 (税込)

※概算事業費は第1期基本計画で示された試算である。内訳は、基本設計1億円、実施設計1億3,600万円、監理7,400万円、建築工事52億6,100万円である。

(6) 関連事業

①海老名市商工会館解体工事 ※本件は海老名商工会議所が行う。

②市道1889号線道路改良工事 ※本件は市において別途工事を行う。

(7) 事業完了予定

令和11年度第1四半期

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす単独企業とする。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再

生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー（以下「CCMJ」という。）及び一級建築士の両方の資格を有する者が所属していること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注するCM業務受託者として、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、次に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。なお、CM業務は国土交通省『地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和 2 年 9 月）』11 ページ「表 3－1 建設事業におけるCMの業務内容」を参照。

①同種業務

延床面積 4,000 m²以上の建築物の設計・施工一括発注方式による新築、増築又は改築に係る業務のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

②類似業務

延床面積 4,000 m²以上の建築物の設計・施工一括発注方式以外の方式による新築、増築又は改築に係る業務のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

- (9) 「8 業務実施上の条件（2）及び（3）①～⑥」に記載の資格及び実績要件を有する管理技術者及び各分野の主任担当者をそれぞれ 1 名配置し、相互にこれらの兼任がないこと。ただし、業務に支障をきたさない範囲内において、建築コスト管理及び工事施工計画の主任担当者は他の分野の主任担当者との兼務を認める。
- (10) 一般社団法人環境共創イニシアチブが認定するZEBプランナーに登録している事業者であること。

7 参加等に対する制限

本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する本事業に関する設計業務の受託者及び工事の請負者となることはできない。

8 業務実施上の条件

各業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

- (1) 業務の再委託

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得ること。

(2) 管理技術者の資格及び実績要件

管理技術者を1名配置し、各分野の主任担当者と兼任がないこと。CCMJ及び一級建築士の資格（本プロポーザルの参加表明書提出日時点で初回登録後1年以上のものに限る。）を有し、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、コンストラクションマネジャーとして、次の①又は②に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

なお、CM業務は国土交通省『地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）』11 ページ「表3-1 建設事業におけるCMの業務内容」を参照。

①同種業務

延床面積4,000㎡以上の建築物の設計・施工一括発注方式による新築、増築又は改築に係る業務のうち、平成27年4月1日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

②類似業務

延床面積4,000㎡以上の建築物の設計・施工一括発注方式以外の方式による新築、増築又は改築に係る業務のうち、平成27年4月1日以降に受託し、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務

(3) 各分野の主任担当者の資格及び実績要件

各分野の主任担当者をそれぞれ1名配置し、相互にこれらの兼任がないこと。ただし、業務に支障をきたさない範囲内において、建築コスト管理及び工事施工計画の主任担当者は他の分野の主任担当者との兼務を認める。資格は本プロポーザルの参加表明書提出日時点で初回登録後1年以上のものに限る。

①建築（総合）

一級建築士の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（2）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

②建築（構造）

構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（2）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

③電気設備

設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士の資格を有する者で、国又

は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（２）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

④機械設備（給排水衛生・空調換気等）

設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（２）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

⑤建築コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（２）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

⑥工事施工計画

一級建築施工管理技士の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注するCM業務のうち、設計・施工発注、設計又は施工のいずれかの段階において、「8 業務実施上の条件（２）①又は②」に記す同種業務又は類似業務を行った実績があること。

（４）その他担当者

必要に応じて、管理技術者及び各分野の主任担当者以外の担当者を配置すること。

9 受託候補者特定までのスケジュール

内容	日程（予定）
プロポーザル公告、参加意向申出受付開始	令和7年10月6日（月）
質問書の受付期限	令和7年10月14日（火）
参加意向申出書の受付期限	令和7年10月24日（金）
資格確認結果通知及び審査書類提出要請	令和7年10月30日（木）
意思確認書及び一次審査書類の提出期限	令和7年11月6日（木）
一次審査（書類審査）	令和7年11月13日（木）
一次審査結果通知	令和7年11月18日（火）

二次審査書類の提出期限	令和 7 年 11 月 21 日（金）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ※一次審査通過者が対象	令和 7 年 12 月 1 日（月）
二次審査結果通知、受託候補者特定	令和 7 年 12 月 4 日（木）

※日程は予定のため変更する場合がある。

10 実施要項等の配布

（１）配布期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで

（２）配布方法

海老名市ホームページからダウンロード

トップページ＞ 市政・ビジネス＞ 入札・契約＞ プロポーザル＞

（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/nyusatsu/proposal/1018234.html>

（３）配布書類一覧

- ①（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要項
- ②（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル選定・審査方法
- ③（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書（設計・施工発注支援業務）
- ④（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書（設計監理支援業務）
- ⑤（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書（施工監理支援業務）
- ⑥（仮称）海老名市文化交流拠点整備に向けた調査・研究及び基本構想
- ⑦（仮称）海老名市文化交流拠点第 1 期整備指針
- ⑧（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画（概要版）
- ⑨（仮称）海老名市文化交流拠点整備事業第 1 期基本計画（本編）
- ⑩海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（様式含む）
- ⑪質問書（様式 1）
- ⑫参加者に所属する有資格者数（様式 2）
- ⑬参加者の業務実績（様式 3）
- ⑭管理技術者の経歴等、各分野の主任担当者の経歴等（様式 4～様式 10）
- ⑮海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式 11）

11 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により海老名市市民協働部文化スポーツ課文化振興係に電子メールにて提出すること。

なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和7年10月14日（火）17時15分

(2) 回答方法

令和7年10月17日（金）までに海老名市ホームページに回答を掲載する。

なお、内容が不明瞭なものについては回答しない場合がある。

12 参加意向申出

(1) 提出書類

A4版の2穴ファイルに次の提出書類を①～⑧の順番に綴じ、15部（正1部、副14部）提出すること。副本は、応募者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

①海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第1号様式）

②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は概要報告書（企業名、企業の所在地、事業開始日、事業内容、役員の構成及び氏名等、企業の概要が把握できるもの。）（任意様式）

③参加者に所属する有資格者数（様式2）

参加者の各業務分野におけるそれぞれの有資格者数について記入すること。対象とする資格はCCMJ他、様式2によるものとし、本プロポーザルの参加表明書提出日時点で初回登録後1年以上のものに限る。

④参加者の業務実績（様式3）

「6 参加資格（8）」に記すCM業務の業務実績を4件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ、関わった担当CM業務の種類が多く、一般社団法人環境共創イニシアチブが認定するZEBプランナーとしてZEBプランニングの業務に携わったものから順に記入すること。

⑤参加者の業務実績の確認資料（任意様式）

上記「④参加者の業務実績」で記入した業務の契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、業務内容がわかる仕様書や同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を提出すること。

⑥管理技術者の経歴等、各分野の主任担当者の経歴等（様式4～様式10）

本業務を担当する管理技術者及び各分野の主任担当者について、次に従い記入すること。

ア 資格

資格の種類は、各様式に記載された資格について選択又は記入すること。

複数の資格を所持している場合の選択又は記入方法は「13 選定・審査方法」を参照すること。

イ 同種・類似業務実績

「8 業務実施上の条件（２）①又は②」に記す同種業務又は類似業務の実績を５件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ、実績での立場が管理技術者、主任担当者、担当者の順に記入すること。建築コスト管理、工事施工計画においては、他の分野の主任担当者と兼務する場合は、該当様式に兼務する分野を記入すること。

⑦管理技術者及び各分野の主任担当者の保有資格並びに業務実績の確認資料（任意様式）

上記「⑥管理技術者の経歴等、各分野の主任担当者の経歴等」で記入した資格を証する資料等（免許証、免許証明証又は登録証等の写し）及び記入した業務の契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、携わった立場がわかる業務実施体制や業務内容がわかる仕様書、同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を提出すること。

⑧一般社団法人環境共創イニシアチブより交付されたZEBプランナー登録証の写し（任意様式）

（２）提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の８時３０分から１７時１５分まで受付。

（３）提出期限

令和７年１０月２４日（金）１７時１５分必着（郵送を含む）

（４）提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

（５）結果通知

市で参加資格の確認を行い、確認結果を文書により通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた者に対して一次審査書類の提出を要請する。

13 選定・審査方法

別紙「（仮称）海老名市文化交流拠点第１期施設整備事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル選定・審査方法」のとおり

14 一次審査

（１）審査対象

参加意向申出をした者のうち参加資格を有することが市から認められ、その旨の通知及び審査書類の提出要請を受けた者とする。

(2) 審査方法

提出書類に基づき書類審査を行う。

(3) 提出書類

①海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第4号様式）

②企画提案書 課題1「業務実施方針」（任意様式）

以下の課題について、基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画のほか、本業務の内容を十分に理解した上で具体的に提案すること。

課題名	項目・内容
課題1	業務実施方針 以下の内容を記載すること。 ア 本業務に対する提案者の取組方針と体制 イ 各業務担当チームの特徴 ウ 業務上特に配慮する事項（企画提案書 課題2の記載事項を除く）

③参考見積書（任意様式）

次のア～ウの業務内容ごとの内訳を含む参考見積書を提出すること。見積額には消費税を含むこととし、業務内容ごとに積算根拠がわかる資料を添付すること。

なお、本実施要項に基づき提案された内容は、参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとする。参考見積書の金額について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

ア 設計・施工発注支援業務

イ 設計監理支援業務

ウ 施工監理支援業務

(4) 提出媒体

①紙媒体

A4版の2穴ファイルに提出書類を①～③の順番に綴じ、15部（正1部、副14部）提出すること。副本は、応募者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

②電子媒体

正本の提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を1部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び応募者名を記すこと。

(5) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分まで受付。

(6) 提出期限

令和7年11月6日(木)17時15分必着(郵送を含む)

(7) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

(8) 審査内容

「13 選定・審査方法」のとおり

(9) 一次審査結果の通知

一次審査対象者全員へ個別に文書で通知する。また、二次審査対象者には二次審査に関する詳細を併せて通知する。

15 二次審査

(1) 審査対象

一次審査を通過した者とする。

(2) 審査方法

提出書類に関する必要な確認及び企画提案書(課題1及び課題2)のプレゼンテーションとヒアリングを行う。

(3) 提出書類

企画提案書 課題2「業務内容」(任意様式)

以下の課題について、基本構想、第1期整備指針及び第1期基本計画のほか、本業務の内容を十分に理解した上で具体的に提案すること。

課題名	項目・内容
課題2	【テーマ①】 発注者の要望を実現するための各段階のCM業務の具体的手法と各種マネジメントのポイントについて
	【テーマ②】 物価高騰下におけるコスト管理及び縮減並びに品質管理を両立するための具体的手法とそのポイントについて
	【テーマ③】 本業務における自社の独自性・優位性について

(4) 提出媒体

①紙媒体

本プロポーザル名及び応募者名を記した表紙、テーマ①～③の順番に綴じ(ホチキス止め不可、クリップ止め可)、左2箇所を穴あけした上で15部(正1部、副14部)提出すること。副本は、応募者が特定できるような箇所(例えば、企業の名称及びロゴマーク等)を黒塗りにするなど、非開示にすること。

②電子媒体

正本の提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体

(CD-R 又は DVD-R) を 1 部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び応募者名を記すこと。

(5) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付。

(6) 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時 15 分必着（郵送を含む）

(7) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

(8) 実施予定日

令和 7 年 12 月 1 日（月）※予定のため変更する場合がある。

(9) 実施方法

二次審査は、提出した企画提案書（課題 1 及び課題 2）をもとに行うこととする。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の管理技術者が行うものとする。二次審査は応募者名を伏せて行うため、社名を名乗る、社章（バッジ）を付けるなど、選定委員会委員が応募者を特定することができないようにすること。詳細は一次審査結果とともに送付する通知で確認すること。

(10) 審査内容

「13 選定・審査方法」のとおり

(11) 二次審査結果の通知

二次審査対象者全員へ個別に文書で通知する。なお、委託契約交渉順位第一位となった者は市ホームページで公表する。

16 提出書類作成上の留意点

(1) 複数の応募及び複数の企画提案書を提出することはできない。

(2) 提出書類の言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。

(3) 各提出書類には、書類名を明記したインデックスを貼付すること。

(4) 副本は、応募者が特定できるような箇所（例えば、企業の名称及びロゴマーク等）を黒塗りにするなど、非開示にすること。

(5) 企画提案書を除く提出書類は、原則として A 4 縦型の用紙を用いることとする。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは原則として 10.5 ポイント以上とし、ページが複数になる場合は下部中央にページ番号を付すこと。

(6) 「企画提案書 課題 1」は A 4 縦型 2 ページ以内で作成すること。「企画提案書 課題 2」は、表紙を除き、各テーマ A 4 縦型 2 ページ以内、合計 6 ページ以内で作成すること。なお、いずれの課題も A 3 横型による作成も可とするが、その場合は

A4サイズに織り込むとともに、A4縦型2ページとして換算する。印刷の向きは縦、文字方向は横書き、文字サイズは原則として10.5ポイント以上とし、下部中央にページ番号を付すこと。図、表又はイラストを用いること及び彩色は可とする。

(7) 両面印刷可。

(8) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるように提出すること。

(9) 書類提出後の記入内容の変更は、原則認めない。

17 受託候補者の取扱

(1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、市が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第一位の候補者との交渉を終了し、第二位の候補者と交渉する。

(2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。

(3) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

18 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

(2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合

(3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合

(4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合

(5) 他の参加者の応募を妨害した場合

(6) 本要項に違反した場合

(7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

19 その他

(1) 以下の費用については受託者の負担とする。

①本プロポーザルに関する費用

②契約締結に必要な費用（収入印紙等）

③契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

(2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

(3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。

(4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。

- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（様式 11）を提出すること。
- (6) 受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託者と市が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (9) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。